

海上運送法第4条第6号の審査基準

設定	平成12年	4月	3日	改定	平成22年	3月	25日
訂正	平成12年	9月	22日	改定	平成23年	11月	18日
改定	平成13年	11月	2日	改定	平成24年	1月	23日
改定	平成14年	6月	13日	改定	平成24年	2月	16日
改定	平成16年	4月	1日	改定	平成24年	9月	12日
改定	平成16年	4月	20日	改定	平成25年	2月	25日
改定	平成17年	4月	1日	改定	平成25年	9月	11日
改定	平成18年	3月	13日	改定	平成25年	12月	6日
改定	平成18年	3月	31日	改定	平成26年	3月	19日
改定	平成18年	8月	23日	改定	平成26年	12月	10日
改定	平成18年	12月	14日	改定	平成27年	12月	22日
改定	平成18年	12月	22日	改定	平成29年	4月	20日
改定	平成19年	2月	15日	改定	平成30年	6月	5日
改定	平成19年	3月	30日	改定	令和3年	5月	12日
改定	平成19年	6月	22日	改定	令和3年	12月	9日
改定	平成20年	3月	12日	改定	令和4年	5月	17日
改定	平成20年	4月	24日	改定	令和5年	3月	8日
改定	平成20年	10月	24日	改定	令和6年	3月	15日
改定	平成21年	6月	17日	改定	令和6年	12月	5日
改定	平成21年	10月	16日	改定	令和7年	6月	2日

海上運送法第2条第14項の規定に基づく指定区間（運輸省告示第175号、平成12年4月3日付け）に関わるもの（平成12年10月1日から施行）

法律名 海上運送法
 項目 海上運送法第3条（一般旅客定期航路事業の許可）第1項
 第11条（事業計画の変更）第1項
 第11条の2（船舶運航計画の変更）第2項に係る
 法第4条第6号の基準

審査基準 別添のとおり

- ※1. 指定区間 区間について「（生活地）港と（目的地）港の間」で表記。
 一の指定区間に複数の二地点間がある場合は、その全ての二地点間を
 運航しなければならない、各二地点間のサービス基準を満たす必要があ
 る。
2. 運航日程 日、週、月など二地点間における運航の態様を設定。
 2日で1往復の場合は2日と表記。
3. 運航回数 運航日程における運航回数。
4. 始発着／終発 始発着は、生活地を始発した便が目的地に到着する時刻を表わし、
 「遅くとも △△：△△時までには目的地」との意。
 終発は、目的地を終発する時刻を表し、「早くとも ○○：○後に目的
 港を出港すること」の意。
5. 輸送能力 旅客数は、1回の運航に必要な最低限の輸送力を表しこの輸送力以上
 の旅客定員を有することが必要。
 乗用車数は、1回の運航に必要な輸送力を表し、この輸送力以上の乗
 用車航送能力を有することが必要。（乗用車（換算率 10.4 m³）×2台
 ＝8 tトラック×1台とした。）
 貨物輸送能力はm³で設定。この輸送力以上の貨物積載スペースが必要。
6. その他 下欄にその他の条件を附記している。

指定区間サービス基準一覧表(山口県)

(山 口 県)

整理番号	指 定 区 間 名		サ ー ビ ス 基 準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの 最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
115	蓋 井 島	蓋井島漁港と吉見漁港と の間	毎日	2	—	30	—	—
			1月1日、2日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間は この限りではない。					
116	六 連 島	六連島漁港と下関漁港と の間	毎日	4	07:30以前 17:30以後	80	—	—
			1月1日、2日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間は この限りではない。					

指定区間サービス基準一覧表(福岡県)

(福 岡 県)

整理番号	指 定 区 間 名		サ ー ビ ス 基 準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの 最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
180	馬 島 藍 島	馬島漁港と関門港小倉区との間	毎日	3	08:00以前 17:15以後	13	—	—
			1月1日、2日、3日、4日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		藍島漁港と関門港小倉区との間	毎日	3	08:00以前 17:15以後	80	—	—
			1月1日、2日、3日、4日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
181	地 島	地島漁港と鐘崎漁港又は神湊漁港との間	毎日	4	07:30以前 18:00以後	30	—	—
			1月1日、2日、3日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
182	福 岡 大 島	大島漁港又は大島港と神湊漁港との間	毎日	6 内 自動車 航送4以上	07:30以前 18:45以後	120	10	—
			1月1日、2日、3日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
183	福 岡 相 島	相島漁港と新宮漁港との間	毎日	5	07:30以前 17:30以後	60	—	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
184	玄 界 島	玄界漁港と博多港又は博多漁港との間	毎日	6	07:30以前 19:00以後	70	—	—
			1月1日、2日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
185	能 古 島	能古島のいずれかの港と博多港(能古島に係る区域を除く。)又は博多漁港との間	毎日	16 内 自動車 航送3以上	07:30以前 19:00以後	100	5	—
			1月1日、2日、3日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
186	小 呂 島	小呂島漁港と博多港又は博多漁港との間	毎日	1	—	13	—	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
187	福 岡 姫 島	姫島漁港と岐志漁港又は加布里漁港との間	毎日	4	07:30以前 17:30以後	30	—	—
			1月1日、2日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					

指定区間サービス基準一覧表(佐賀県)

(佐 賀 県)

整理番号	指 定 区 間 名		サ ー ビ ス 基 準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの 最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
188	佐 賀 高 島	高島漁港と唐津港又は松浦川河口の松浦橋、舞鶴橋、城内橋及び陸岸に囲まれた水域のいずれかの港との間	毎日	4	07:30以前 18:00以後	90	—	—
			1月1日、2日、3日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
189	神 集 島	神集島漁港と湊浜漁港、唐津港又は松浦川河口の松浦橋・舞鶴橋・城内橋及び陸岸に囲まれた水域のいずれかの港との間	毎日	5	07:30以前 17:00以後	40	—	—
			1月1日、2日、3日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
190	小 川 島	小川島漁港と呼子漁港、名護屋漁港、呼子港、加部島漁港又は波戸漁港との間	毎日	4	07:30以前 17:30以後	50	—	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
191	加 唐 島	加唐島漁港と呼子漁港、名護屋漁港、呼子港、加部島漁港又は波戸漁港との間	毎日	4	07:30以前 17:30以後	60	—	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
192	馬 渡 島	馬渡島漁港と呼子漁港、名護屋漁港、呼子港、加部島漁港又は波戸漁港との間	毎日	3	08:00以前 17:00以後	50	—	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					

指定区間サービス基準一覧表(長崎県・福岡県)

(長崎県・福岡県)

整理番号	指定区間名		サービス基準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
193	上 県 博 多	対馬島(平成16年2月29日における旧上県郡に係る地域に限る。)のいずれかの港と博多港又は博多漁港との間	毎日	6／週	—	110	10	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
194	壱 岐 下 県	壱岐島のいずれかの港と博多港又は博多漁港との間	毎日	3 内 自動 車航送2 以上	—	300	33	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		対馬島(平成16年2月29日における旧下県郡に係る地域に限る。)のいずれかの港と博多港又は博多漁港との間	毎日	2 内 自動 車航送1 以上	—	75	20	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					

指定区間サービス基準一覧表(長崎県・佐賀県)

(長 崎 県 ・ 佐 賀 県)

整理番号	指 定 区 間 名		サ ー ビ ス 基 準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの 最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
195	壱 岐 呼 子	壱岐島のいずれかの港と呼子港、加部島漁港、波戸漁港、名護屋漁港、呼子漁港又は唐津港との間	毎日	5	—	120	21	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
197	福 島	福島港と伊万里港又は滑栄漁港との間	毎日	7	07:30以前 18:00以後	70	—	—
			土曜日、日曜日、祝日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					

指定区間サービス基準一覧表(長崎県)

(長 崎 県)

整理番号	指 定 区 間 名		サ ー ビ ス 基 準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの 最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
196	郷 ノ 浦	郷ノ浦町大島のいずれかの港と郷ノ浦港、小崎漁港又は神田漁港との間	毎日	4	08:00以前 17:00以後	30	1	—
			乗用車は、「長島のいずれかの港と郷ノ浦港、小崎漁港又は神田漁港との間」と併せて1台。 使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		長島のいずれかの港と郷ノ浦港、小崎漁港又は神田漁港との間	毎日	4	08:00以前 17:00以後	13	1	—
			乗用車は、「郷ノ浦町大島のいずれかの港と郷ノ浦港、小崎漁港又は神田漁港との間」と併せて1台。 使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		原島のいずれかの港と郷ノ浦港、小崎漁港又は神田漁港との間	毎日	4	08:00以前 17:00以後	13	1	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
199	鷹 島 飛 島	鷹島のいずれかの港(阿翁浦漁港を除く。)と松浦港、今福漁港、調川港又は志佐漁港との間	毎日	5	07:30以前 18:00以後	60	—	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		飛島のいずれかの港と松浦港、今福漁港、調川港又は志佐漁港との間	毎日	3	07:30以前 18:00以後	30	—	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
200	黒 島 青 島	鷹島町黒島のいずれかの港と松浦港、今福漁港、調川港又は志佐漁港との間	毎日	2	—	13	2	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		青島のいずれかの港と松浦港、今福漁港、調川港又は志佐漁港との間	毎日	4	07:40以前 17:00以後	60	6	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		鷹島町黒島のいずれかの港と阿翁浦漁港との間	毎日	1	—	13	2	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					

指定区間サービス基準一覧表(長崎県)

(長崎県)

整理番号	指 定 区 間 名		サ ー ビ ス 基 準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
201	的 山 大 島	大島村大島のいずれかの港と平戸港又は薄香湾漁港との間	毎日	4	08:15以前 17:15以後	40	4	—
			1月1日、1月2日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		大島村大島のいずれかの港と田平港との間	毎日	1	—	13	1	—
			1月1日、1月2日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
202	度 島	度島のいずれかの港と平戸港又は薄香湾漁港との間	毎日	4	08:00以前 17:00以後	50	5	—
			1月1日、1月2日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
203	平 戸 島 南 部	前津吉漁港と佐世保港、柿ノ浦漁港又は佐々港との間	毎日	3	—	40	—	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
204	黒 島 高 島	佐世保市黒島のいずれかの港と佐世保港、柿ノ浦漁港又は佐々港との間	毎日	3	07:40以前 17:00以後	70	5	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		佐世保市高島のいずれかの港と佐世保港、柿ノ浦漁港又は佐々港との間	毎日	3	07:40以前 17:00以後	60	3	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
205	横 瀬	佐世保港横瀬地区又は寄船地区と佐世保港第一区との間	毎日	8	07:40以前 18:45以後	95	—	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					

指定区間サービス基準一覧表(長崎県)

(長崎県)

整理番号	指定区間名		サービス基準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
206	蛸 浦 島 平 島	平島のいずれかの港と佐世保港、柿ノ浦漁港又は佐々港との間	毎日	1	—	30	2	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		江島のいずれかの港と佐世保港、柿ノ浦漁港又は佐々港との間	毎日	1	—	13	2	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		蛸浦島又は崎戸島のいずれかの港と佐世保港、柿ノ浦漁港又は佐々港との間	毎日	1	—	13	1	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		平島のいずれかの港と蛸浦島又は崎戸島のいずれかの港との間	毎日	1	—	13	1	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
207	西 彼 杵	大島町大島のいずれかの港と佐世保港、柿ノ浦漁港又は佐々港との間	毎日	9	07:30以前 19:20以後 (佐世保港、柿ノ浦漁港又は佐々港) 08:10以前 18:00以後 (大島町大島のいずれかの港)	6:30～8:30及び17:30～19:30の時間帯70 上記以外の時間帯50	—	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		松島のいずれかの港と佐世保港、柿ノ浦漁港又は佐々港との間	毎週	4／週	—	13	—	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		池島のいずれかの港と佐世保港、柿ノ浦漁港又は佐々港との間	毎週	4／週	—	13	—	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					

指定区間サービス基準一覧表(長崎県)

(長 崎 県)

整理番号	指 定 区 間 名		サ ー ビ ス 基 準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
208	松 島 瀬 戸	松島のいずれかの港と瀬戸港との間	毎日	9 内 自動車 航送3以上	08:00以前 18:00以後	110	9	－
			1月1日、2日、3日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
209	池 島	池島のいずれかの港と瀬戸港との間	毎日	3 内 自動車 航送2以上	08:20以前 18:00以後	70	5	－
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		池島のいずれかの港と神浦港との間	毎日	2 内 自動車 航送1以上	－	50	2	－
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
210	宇久小値賀佐世保	宇久島のいずれかの港と佐世保港、柿ノ浦漁港又は佐々港との間	毎日	3 内 自動車 航送2以上	－	70	5	－
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		小値賀島のいずれかの港と佐世保港、柿ノ浦漁港又は佐々港との間	毎日	3 内 自動車 航送2以上	－	70	5	－
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
211	宇 久 小 値 賀	宇久島のいずれかの港と小値賀島のいずれかの港との間	毎日	1	－	13	－	－
			毎月第4月曜日及び1月1日、1月2日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
212	宇 久 寺 島	宇久町寺島のいずれかの港と神の浦漁港又は古里漁港との間	毎日	4	－	13	－	－
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
213	小 値 賀	小値賀町大島のいずれかの港と小値賀島のいずれかの港との間	毎日	3	07:30以前 17:30以後	40	－	－
			日曜日、1月1日、1月3日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		野崎島のいずれかの港と小値賀島のいずれかの港との間	毎日	1	－	13	－	－
			日曜日、1月1日、1月3日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		六島のいずれかの港と小値賀島のいずれかの港との間	毎日	1	－	13	－	－
			日曜日、1月1日、1月3日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					

指定区間サービス基準一覧表(長崎県)

(長崎県)

整理番号	指 定 区 間 名		サ ー ビ ス 基 準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
214	長 崎 納 島	納島のいずれかの港と柳漁港との間	毎日	5	07:30以前 17:40以後	30	—	—
			日曜日、1月1日、1月3日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
215	宇久小値賀有川	宇久島のいずれかの港と有川港、七目漁港又は小 河原漁港との間	毎日	1	—	13	—	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		小値賀島のいずれかの港 と有川港、七目漁港又は小 河原漁港との間	毎日	1	—	13	—	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
216	上五島佐世保	中通島(平成16年7月31 日における旧新魚目町及 び有川町に係る地域に限 る。)のいずれかの港と佐 世保港、柿ノ浦漁港又は 佐々港との間	毎日	3 内 自動車 航送1以上	—	140	16	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
217	鯛 ノ 浦	中通島(平成16年7月31 日における旧有川町に係 る地域に限る。)のいずれ かの港と長崎港、長崎漁 港、福田漁港又は深堀漁 港との間	毎日	2	—	40	—	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
220	若 松 福 江	中通島(平成16年7月31 日における旧若松町に係 る地域に限る。)又は若松 島のいずれかの港と福江 港との間	毎日	3 内 自動車 航送1以上	—	30	3	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
221	長 崎 前 島	奈留町前島のいずれかの 港と奈留島港との間	毎日	3	07:40以前 17:10以後	30	—	—
			第1, 3, 5日曜日、1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
222	奈 留 島	奈留島港と福江港との間	毎日	5 内 自動車 航送3以上	—	100	7	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
223	久 賀 島	田の浦漁港と福江港又は 赤瀬海岸保全区域との間	毎日	3 内 自動車 航送2以上	—	60	6	—
			1月1日、2日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
224	枇 島	枇島のいずれかの港と福 江港との間	毎日	2	—	30	—	—
			1月1日、2日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					

指定区間サービス基準一覧表(長崎県)

(長崎県)

整理番号	指定区間名		サービス基準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの最低輸送能力		
				運航回数 往復/日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
225	黄 島 赤 島	黄島漁港と福江港との間	毎日	1	—	13	—	—
			1月1日、2日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		赤島漁港と福江港との間	毎日	1	—	13	—	—
			1月1日、2日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
227	嵯 峨 ノ 島	嵯峨ノ島漁港と貝津漁港との間	毎日	3	—	13	—	—
			1月1日、2日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
229	下 五 島 長 崎	福江港と長崎港、長崎漁港、福田漁港又は深堀漁港との間	毎日	5 内 自動車 航送2以上	—	150	24	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		奈留島港と長崎港、長崎漁港、福田漁港又は深堀漁港との間	2日	1	—	50	5	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		中通島(平成16年7月31日における旧奈良尾町に係る地域に限る。)のいずれかの港と長崎港、長崎漁港、福田漁港又は深堀漁港との間	毎日	3 内 自動車 航送1以上	—	70	8	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
230	伊 王 島 高 島	伊王島のいずれかの港と長崎港(第六区を除く。)又は長崎漁港(三重地区を除く。)との間	毎日	8	07:30以前 20:00以後	100	—	—
			1月1日、2日、3日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		高島町高島のいずれかの港と長崎港(第六区を除く。)又は長崎漁港(三重地区を除く。)との間	毎日	8	07:30以前 20:00以後	40	—	—
			1月1日、2日、3日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		高島町高島のいずれかの港と伊王島のいずれかの港との間	毎日	8	07:00以前 18:00以後	30	—	—
			1月1日、2日、3日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					

指定区間サービス基準一覧表(熊本県)

(熊 本 県)

整理番号	指 定 区 間 名		サ ー ビ ス 基 準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの 最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
231	湯 島	湯島漁港と江樋戸港又は 三角港との間	毎日	3	08:00以前 17:00以後	60	－	－
使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。								
232	御所浦龍ヶ岳	御所浦島又は牧島のいづ れかの港と天草上島(龍ヶ 岳町に係る地域に限る。) のいずれかの港との間	毎日	1	－	20	－	－
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限 りでない。					
		横浦島のいずれかの港と 天草上島(龍ヶ岳町に係 る地域に限る。)のいづれ かの港との間	毎日	1	－	20	－	－
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限 りでない。					
233	御所浦倉岳	御所浦島又は牧島のいづ れかの港と天草上島(倉 岳町に係る地域に限る。) のいずれかの港との間	毎日	1	－	40	－	－
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限 りでない。					
		横浦島のいずれかの港と 天草上島(倉岳町に係る 地域に限る。)のいずれか の港との間	毎日	1	－	40	－	－
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限 りでない。					
234	御所浦本渡	御所浦島又は牧島のいづ れかの港と天草上島又は 天草下島(それぞれ平成1 8年3月26日における旧 本渡市に係る地域に限 る。)のいずれかの港との 間	毎日	1	－	50	－	－
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
235	横浦本渡	横浦島のいずれかの港と 天草上島又は天草下島 (それぞれ平成18年3月 26日における旧本渡市に 係る地域に限る。)のいづ れかの港との間	毎日	1	－	40	－	－
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					

指定区間サービス基準一覧表(大分県)

(大分県)

整理番号	指 定 区 間 名		サ ー ビ ス 基 準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの 最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
236	大 分 姫 島	姫島のいずれかの港と 国東港国東地区、伊美 地区、櫛来地区、熊毛地 区、向田地区若しくは岐 部地区、小高島港、竹田 津漁港、小野田漁港、種 田漁港、古町漁港、古江 漁港、嘸ノ浦漁港、面木 漁港、内迫漁港、又は島 田漁港との間	毎日	9	07:30以前 18:00以後	160	11	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
237	保 戸 島	保戸島漁港と津久見 港、臼杵港、臼杵漁港又 は中津浦漁港との間	毎日	3	—	60	—	—
			1月1日、2日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間は この限りでない。					
238	大 入 島	大入島のいずれかの港 と佐伯港又は霞ヶ浦漁 港との間	毎日	12	07:30以前 18:00以後	50	15	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
239	大 分 大 島	大島漁港と佐伯港、霞ヶ 浦漁港又は松浦漁港と の間	毎日	2	—	13	—	—
			1月1日、2日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間は この限りでない。					
240	屋 形 島 深 島	屋形島漁港と蒲江漁港 との間	毎日	3	—	13	—	—
			1月1日、2日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間は この限りでない。					
		深島漁港と蒲江漁港と の間	毎日	2	—	13	—	—
			1月1日、2日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間は この限りでない。					

指定区間サービス基準一覧表(宮崎県)

(宮 崎 県)

整理番号	指 定 区 間 名		サ ー ビ ス 基 準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの 最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
241	島 野 浦 島	島野浦漁港と南浦漁港、 熊野江港、古江港古江地 区又は北浦漁港との間	毎日	14 内 自動車 航送6以上 但し 土曜 日、日曜日 及び祝日 13 内 自動車 航送4以上	07:30以前 18:00以後 但し 土曜 日、日曜日 及び祝日 08:30以前 18:00以後	50	15	—
			12月31日、1月1日、2日、3日、8月14日、15日、16日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
242	宮 崎 大 島	大島港と目井津漁港との 間	毎日	2	—	13	—	—
			日曜日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					

指定区間サービス基準一覧表(鹿児島県・熊本県)

(鹿児島県・熊本県)

整理番号	指 定 区 間 名		サ ー ビ ス 基 準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの 最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
243	獅子島水俣	獅子島のいずれかの港と 水俣港との間	毎日	3	—	40	—	—
使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。								
280	牛 深 蔵 之 元	牛深港と蔵之元漁港との 間	毎日	7	7:30以前 18:00以後	60	11	—
使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。								

指定区間サービス基準一覧表(鹿児島県)

(鹿児島県)

整理番号	指定区間名		サービス基準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの最低輸送能力		
				運航回数 往復/日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
244	片側長島	片側港又は御所浦港と長島(平成18年3月19日における旧出水郡東町に係る地域に限る。)、諸浦島又は伊唐島のいずれかの港との間	毎日	5 内 自動車 航送4以上	08:00以前 17:30以後	40	16	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
245	幣串長島	幣串漁港と長島(平成18年3月19日における旧出水郡東町に係る地域に限る。)、諸浦島又は伊唐島のいずれかの港との間	毎日	2	08:00以前 17:00以後	13	—	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
246	甑島	上甑島又は中甑島のいずれかの港と串木野新港、串木野漁港、川内港又は唐浜漁港との間	毎日	2 内 自動車 航送1以上	—	130	10	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		下甑島のいずれかの港と串木野新港、串木野漁港、川内港又は唐浜漁港との間	毎日	2 内 自動車 航送1以上	—	70	8	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
247	三島	竹島港と鹿児島港又は谷山漁港との間	毎月	10/月 但し、2月 は9/月	—	40	1	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間及び使用船を指定区間第251号に係る一般旅客定期航路事業の使用船の定期的整備・検査に要する期間において当該事業に用船する場合については、この限りでない。					
		硫黄島港と鹿児島港又は谷山漁港との間	毎月	10/月 但し、2月 は9/月	—	60	1	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間及び使用船を指定区間第251号に係る一般旅客定期航路事業の使用船の定期的整備・検査に要する期間において当該事業に用船する場合については、この限りでない。					
		黒島のいずれかの港と鹿児島港又は谷山漁港との間	毎月	10/月 但し、2月 は9/月	—	70	1	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間及び使用船を指定区間第251号に係る一般旅客定期航路事業の使用船の定期的整備・検査に要する期間において当該事業に用船する場合については、この限りでない。					
248	種子島	種子島のいずれかの港と鹿児島港又は谷山漁港との間	2日	2日で 1往復	—	100	20	—
			月の末日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
249	屋久島	屋久島のいずれかの港と鹿児島港又は谷山漁港との間	2日	2日で 1往復	—	100	20	—
			月の末日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					

指定区間サービス基準一覧表(鹿児島県)

(鹿児島県)

整理番号	指 定 区 間 名		サ ー ビ ス 基 準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの 最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
250	口 永 良 部 島	口永良部島のいずれかの港と屋久島(上屋久町に係る地域に限る。)のいずれかの港との間	2日	2日で 1往復	—	30	6	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
251	十 島	口之島のいずれかの港と鹿児島港又は谷山漁港との間	毎月	7/月 但し、2月 は6／月	—	20	1	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間及び使用船を指定区間第247号に係る一般旅客定期航路事業の使用船の定期的整備・検査に要する期間において当該事業に用船する場合については、この限りでない。					
		中之島のいずれかの港と鹿児島港又は谷山漁港との間	毎月	7/月 但し、2月 は6／月	—	40	1	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間及び使用船を指定区間第247号に係る一般旅客定期航路事業の使用船の定期的整備・検査に要する期間において当該事業に用船する場合については、この限りでない。					
		平島のいずれかの港と鹿児島港又は谷山漁港との間	毎月	7/月 但し、2月 は6／月	—	13	1	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間及び使用船を指定区間第247号に係る一般旅客定期航路事業の使用船の定期的整備・検査に要する期間において当該事業に用船する場合については、この限りでない。					
		諏訪之瀬島のいずれかの港と鹿児島港又は谷山漁港との間	毎月	7/月 但し、2月 は6／月	—	20	1	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間及び使用船を指定区間第247号に係る一般旅客定期航路事業の使用船の定期的整備・検査に要する期間において当該事業に用船する場合については、この限りでない。					
		悪石島のいずれかの港と鹿児島港又は谷山漁港との間	毎月	7/月 但し、2月 は6／月	—	30	1	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間及び使用船を指定区間第247号に係る一般旅客定期航路事業の使用船の定期的整備・検査に要する期間において当該事業に用船する場合については、この限りでない。					
		小宝島のいずれかの港と鹿児島港又は谷山漁港との間	毎月	7/月 但し、2月 は6／月	—	13	1	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間及び使用船を指定区間第247号に係る一般旅客定期航路事業の使用船の定期的整備・検査に要する期間において当該事業に用船する場合については、この限りでない。					

指定区間サービス基準一覧表(鹿児島県)

(鹿児島県)

整理番号	指 定 区 間 名		サ ー ビ ス 基 準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの 最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
251	十 島	宝島のいずれかの港と鹿児島港又は谷山漁港との間	毎月	7/月 但し、2月 は6/月	—	20	1	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間及び使用船を指定区間第247号に係る一般旅客定期航路事業の使用船の定期的整備・検査に要する期間において当該事業に用船する場合については、この限りでない。					
		小宝島のいずれかの港と名瀬港又は大熊漁港との間	毎月	4/月	—	13	1	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間及び使用船を指定区間第247号に係る一般旅客定期航路事業の使用船の定期的整備・検査に要する期間において当該事業に用船する場合については、この限りでない。					
		宝島のいずれかの港と名瀬港又は大熊漁港との間	毎月	4/月	—	20	1	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間及び使用船を指定区間第247号に係る一般旅客定期航路事業の使用船の定期的整備・検査に要する期間において当該事業に用船する場合については、この限りでない。					
252	喜 界 島	喜界島のいずれかの港と鹿児島港又は谷山漁港との間	毎週	3/週	—	40	5	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		喜界島のいずれかの港と名瀬港又は大熊漁港との間	毎週	3/週	—	40	5	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
253	奄 美 諸 島	奄美大島のいずれかの港と鹿児島港又は谷山漁港との間	毎週	2/週	—	100	10	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		徳之島のいずれかの港と鹿児島港又は谷山漁港との間	毎週	2/週	—	13	5	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		沖永良部島のいずれかの港と鹿児島港又は谷山漁港との間	毎週	2/週	—	13	5	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		徳之島のいずれかの港と奄美大島のいずれかの港との間	毎週	2/週	—	20	8	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		沖永良部島のいずれかの港と奄美大島のいずれかの港との間	毎週	1/週	—	20	7	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					

指定区間サービス基準一覧表(鹿児島県)

(鹿児島県)

整理番号	指 定 区 間 名		サ ー ビ ス 基 準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの 最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
254	加 計 呂 麻 島	加計呂麻港俵地区若しくは 押角地区又は古仁屋港(加 計呂麻島に係る区域に限 る。)と古仁屋漁港との間	毎日	6 内 自動車 航送4以上	08:00以前 17:30以後	130	8	—
			1月1日、2日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間は、この限りでない。					
255	請 島 与 路 島	請島のいずれかの港と古仁 屋漁港との間	毎日	7/週	—	30	—	4
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		与路港と古仁屋漁港との間	毎日	7/週	—	30	—	4
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
256	与 論 鹿 児 島	与論島のいずれかの港と鹿 児島港又は谷山漁港との間	毎週	2/週	—	20	10	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		与論島のいずれかの港と奄 美大島のいずれかの港との 間	毎週	2/週	—	20	10	—
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					

指定区間サービス基準一覧表(鹿児島県・沖縄県)

(鹿児島県・沖縄県)

整理番号	指 定 区 間 名		サ ー ビ ス 基 準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの 最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
257	与 論 沖 縄	与論島のいずれかの港と 那覇港、泊漁港、本部港 又は渡久地港との間	毎週	2/週	－	100	10	－
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					